

2026年1月13日

## 「66国際機関脱退にみるアメリカ霸権の変質」 (多国間関係研究会コメントナリーNo. 7)

上智大学 国際関係研究所 客員研究員  
都築正泰

1月7日、第二次トランプ米政権は、計66の国際機関・条約から米国が一括して脱退することを表明した<sup>i</sup>。今回の行動について単なる「反グローバル主義」や「完全な孤立主義」として評価するのは早計であるかもしれない。たしかに66機関・条約からの脱退は大規模であるものの、トランプ政権はすべての国際制度から距離を取ったわけではない。安保理を含む国連本体やIMFなど、自国が決定的影響力を保持しうる制度には引き続き関与していく姿勢を示唆している<sup>ii</sup>。本質的な問題の所在は、トランプ政権がどの多国間枠組みから離脱し、他方でどの枠組みには関与を継続するのかというその内在的な選別論理にこそある。

この問題を具体的に認識するうえで、筆者が前稿に続いて提示するのが「デイトン・パラダイム」という視座である。これは、国際秩序の危機事態において霸権国がとる行動様式を観察するための指標的枠組みである。この構成要素はおもに次の2点である。第1に、秩序の安定化という国際公益に適う政治目標を設定するとともに、その執行を担保する軍事的強制力を持つ霸権国の行動自体である。第2に、その後のフォローを所管する多国間協力の枠組みへと連結させる外交努力である。

この視座を「デイトン」型霸権と位置付けるゆえんは、1995年のボスニア和平過程において、まさに米国がこのような霸権的リーダーシップを発動したことにある。国連PKOの抑止力不足の下で大量虐殺が発生し、その事態を受けて、米国主導のNATO空爆が実施され、紛争当事者は武力による現状打破を断念するに至った。軍事力は、政治交渉を成立させるための「条件創出」として機能し<sup>iii</sup>、包括和平合意へと導かれた。そしてその帰結としてボスニア・ヘルツェゴビナとしての国家統合の枠組み維持と武力衝突の再燃が回避されている。

今回の66国際機関脱退に至るトランプ政権の行動が示唆するのは、「デイトン」型の霸権リーダーシップの後段、すなわち第2の要素を意図的に切り離す動きとして解釈できる。

それでは、なぜトランプ政権はデイトン型霸権行動の「後段」を分離させる衝動をもっているのか。そこには、財政合理性やイデオロギーだけでなく、制度に縛られず短期的成果を誇示したいという政治的衝動が前面に出ているのであろう。体制転換後の平和構築には時間と費用がかかり、成功がなかなか可視化されにくい。他方で、軍事的介入や強制行動は即時的な成果として語りやすい。この非対称性が、デイトン型霸権行動の「前段」部分のみを意図的に残す選択につながっていると考えられる。

実際、今回の脱退対象には、平和構築委員会(PBC)をはじめ、紛争後の制度移行や国際的支援調整を担ってきた枠組みが含まれている。実は筆者は国連日本政府代表部専門調査員時代、PBCの

担当官を務めた経験がある。PBCは2005年12月に安保理と総会において同一内容の決議により設置された<sup>iv</sup>。筆者の実務経験を踏まえれば、まさにPBCは国連PKO撤退後の「空白」を埋めるために設計された<sup>v</sup>、いわば常設のドナーミーティングである。PBCの個別議題国にはリベリアが含まれていたように、米国にとっても財政負担を分散しつつ影響力を維持しうる制度であって一定の有用性があった。それにもかかわらずPBCまでが脱退の対象とされたことは、単なる効率化や経費削減では説明しきれないだろう。

あらためて認識されるべき点は、トランプ政権が、デイトン型霸権の「前段」までを完全に放棄したわけではないということにある。ウクライナ戦争、アフリカにおけるコンゴ民主共和国東部をめぐる同国とルワンダの紛争、ベネズエラやハイチなど西半球での限定的軍事行動などに見られるように、決定的な強制力を用いて局面を動かそうとする姿勢自体は残されている。「世界の警察官」という比喩を用いるならば、トランプ政権は「現場での法執行」には出動する意思はあるが、「事件後の司法・更生・制度整備」には関与する意向はない警察官と説明できるかもしれない。

それでもなお、このトランプ政権の制限的「警察」行動には、ロシアや中国による単独行動の様式と部分的に近接する点はあるものの、少なくとも現時点においては、国際秩序の維持という公益のために局面を動かすための強制力を行使しようとする姿勢は保持されている。この点において、トランプ政権の霸権行動が中止による場合と直ちに同一視されるべきではないという評価には、基本的な変化はない。トランプ政権は、中止のように多国間主義そのものを事実上否定・冒涜しているよりも、自国にとって意味を持つ枠組みを選別的に維持・利用しつつ、デイトン型霸権の後段を（一時的に）切断していると解釈するのが妥当であろう。

ただし、デイトン型霸権の後段を欠いたまま行われるトランプ政権の政策行動は、内戦後の秩序再建のみならず、領域・資源・地政学的優位をめぐる既成事実の確定という、本来は異なる性質の局面にも転用されうる可能性を内包している。この点については今後十分に想定されなければならない。

こうした局面において、日本や欧州諸国を含む関係諸国に求められる役割は何か。前稿で筆者は、霸権行動と多国間主義のあいだに「補助線を引く」外交努力の重要性を指摘してきた。しかし、その限界も直視する必要があるのかもしれない。歴史的に見れば、国際連盟は米国不参加の下でも集団安全保障体制を維持しようと試みたが、秩序破壊の行動に対して十分な抑止力を創出できなかった。一方で、近年のTPPのように、米国が離脱した後も制度を維持・発展させた事例も存在する。ここからも第二次安倍政権の政策対応の戦略性があらためて確認できる。重要なのは、単に補助線を引くことではなく、どの分野で「代替ルート」を構築し、どの分野では霸権国の復帰を待たざるを得ないのかを見極めることである。

66機関脱退は、国際秩序の終えんを意味するものではない。米国の完全な孤立主義への転換を意味するわけではない。しかし、デイトン型霸権の後段、すなわち秩序を多国間制度へ回収する部分が切断されつつあることを示す警告ではある。「世界の警察官」はまだ現場に現れるかもしれないが、その後始末を誰が担うのかは不透明なままなのである。この空白にどう備えるのか。そしてその「警察官」はさらに変貌する可能性がある。その可能性に備える準備を怠らないことこそ、いま求められている姿勢である。

(以上)

---

<sup>i</sup> White House website, "Withdrawing the United States from International Organizations, Conventions, and Treaties that Are Contrary to the Interests of the United States," January 7, 2026(<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2026/01/withdrawing-the-united-states-from-international-organizations-conventions-and-treaties-that-are-contrary-to-the-interests-of-the-united-states/>)

<sup>ii</sup> 託摩佳代・慶應義塾大学教授による日経電子版1月8日付「トランプ氏、66の国際機関から脱退指示 国連気候変動枠組み条約など」に対するコメントを参照。  
([https://www.nikkei.com/topics/topic\\_expert\\_EVP01021](https://www.nikkei.com/topics/topic_expert_EVP01021))。

<sup>iii</sup> Rupert Smith, *The Utility of Force: The Art of War in the Modern World* (London: Penguin, 2007), Chapter 8, "Bosnia: Using Force Amongst the People."

<sup>iv</sup> UN Documents, S/RES/1645-A/RES/60/180.

<sup>v</sup> UN Document, A/59/2005, "In larger freedom: towards development, security and human rights for all Report of the Secretary-General," para.114. 同箇所で、当時コフィ・アナン国連事務総長は、国連システムには「戦争から恒久的な平和への移行を支援するという課題に効果的に取り組む」機関が欠落しているという意味で「大きな穴 (a gaping hole)」が空いていると指摘した。そして、この「穴」を埋めるべく PBC の創設を加盟国に勧告したのである。